平成２２年（フ）第１２０号
群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚1686番地20
債務者　髙木　　豪
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
前橋地方裁判所太田支部
平成２２年（フ）第１２２号
群馬県太田市飯塚町1045番地１　グランシャリオＡ―201号
債務者　松田　綾子（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
前橋地方裁判所太田支部
平成２２年（フ）第１２３号
群馬県太田市高林北町1941番地５　雇傭団地４―305号
債務者　三田　文雄
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
前橋地方裁判所太田支部
平成２２年（フ）第６４号
岐阜県揖斐郡池田町八幡2465番地の３
債務者　曽我由己子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
平成２２年（フ）第６９号
岐阜県養老郡養老町石畑1330番地３
債務者　岩永　眞弓
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
平成２２年（フ）第７０号
岐阜県揖斐郡揖斐川町上南方1728番地１　雇用促進住宅１Ｂ304
債務者　藤木　　毅
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係
平成２２年（フ）第１２号
静岡県掛川市宮脇882番地の５　サンタモニカ203
債務者　尾﨑　達也
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係
平成２２年（フ）第１４号
静岡県菊川市下内田4175番地の３
債務者　相澤みどり
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月29日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係
平成２２年（フ）第４２号
三重県志摩市阿児町神明480番地２
債務者　浦野　春生
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係
平成２２年（フ）第１４８号
岡山県総社市井手576番地５
債務者　福島　祐子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２２年（フ）第１７４号
岡山県倉敷市玉島八島1947番地２
債務者　伏原　裕之
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２２年（フ）第１７６号
岡山県倉敷市老松町５丁目３番42号　エスポワールサンクＡ202号
債務者　武吉　一洋
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２２年（フ）第１８０号
岡山県総社市真壁1426番地６
債務者　安部　　治
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２２年（フ）第２２２号
静岡県浜松市浜北区寺島1738番地の２
債務者　植平　正己
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係
平成２２年（フ）第２２８号
静岡県浜松市北区都田町7928番地　セゾンミスズ303号
債務者　並木　　昇
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係
平成２２年（フ）第２２９号
静岡県浜松市北区細江町気賀7955番地の68
債務者　藤原　綾子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係
平成２２年（フ）第２３４号
静岡県磐田市千手堂1028番地　アメーヌメゾンＳ208
債務者　鈴木　美里
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係